

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成30年4月20日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（平成30年2月5日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書によるもの。）（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人

審査請求人が扶養する児童（以下「対象児童」という。）は、学校に行っていないが、平成30年度から普通学級から特別支援学級に変更となっている。入院し治療したが、現在も自殺を考えたり、手首を切りそれを実行していることから、対象児童の障害の状態が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当するものであり、本件処分の取消しを求める。

#### (2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書（補足説明書を含む。）の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (2) 審理員意見書の理由

##### ア 令別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）における対象児童の状態について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における認定基準に照らすと、「双極性障害」について、障害認定審査医は、「これまでの経過から見て心理環境的要因による気分の変動と考えられ、双極性障害にみられる周期的、反復的なものとは考えられない」としており、気分（感情）障害の2級に相当するものとして例示する「気分（感情）障害によるもの」にあつては、気分、意

欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」とは認められない。

また、「自閉スペクトラム症」については、「強度の不安、自閉傾向があり、他人とのコミュニケーションには、多大なる支援が必要となる。気分易変性、希死念慮、自殺企図があり見守りが必要である」ものの、中学校に進学しても引き続き普通学級に在籍していることや、日常生活はおおむね自立していることから、発達障害の認定基準の2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力に乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度とは認められず、これらを総合的に考慮しても、対象児童の障害の状態は、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと解される。

#### イ その他

本件処分は、障害認定審査医による医学的な判断に基づいて行われたものであり、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「規則」という。）第18条に基づき、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

#### 4 調査審議の経過

平成30年10月31日 審査庁からの諮問の受付

平成31年1月15日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 令別表第3に定める障害の状態に該当しないという判定について

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。また、精神の障害については、「気分（感情）障害」、「発達障害」等の区分により認定基準が定められている。

気分（感情）障害について、各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、「高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの」が1級に、「気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が2級に該当するとされている。

また、気分（感情）障害の認定にあたっては、「気分（感情）障害は、本来、病状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものである。したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮」のうえ、慎重に行うこととされている。

発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション

ン能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこととされており、各等級に相当すると認められるものを例示すれば、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が1級に、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が2級に該当する旨規定している。

診断書を検討すると、対象児童について、障害の原因となった傷病名は「双極性障害」及び「自閉スペクトラム症」とされており、障害の状態については、「強度の不安、自閉傾向があり、他人とのコミュニケーションには、多大なる支援が必要となる。気分易変性、希死念慮、自殺企図があり見守りが必要である」とされているが、小学校、中学校とも普通学級に在籍しており、日常生活能力の程度は、食事、洗面、排泄、衣服、入浴が「自立」で、危険物が「大体わかる」、睡眠が「問題なし」であり、「日常生活はおおむね自立している」と診断されていることが認められる。

これらの事実関係に基づき、局長通知の気分（感情）障害及び発達障害に係る認定基準に照らして、障害認定審査医が診断書を基に対象児童の障害の状態について、局長通知の認定基準には該当せず令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、その判定を受けて本件処分を行った処分庁の判断は、違法又は不当な点があるとは認められない。

また、審査請求人は審査請求書において、対象児童が平成30年度から普通学級から特別支援学級に変更となった旨の主張をしている。しかしながら、局長通知によれば、障害の認定は診断書により行うことと規定されており、また、本件処分は、審査請求人から提出された平成29年12月15日時点の診断書を基に、障害認定審査医が本件処分に係る判断を行ったものであり、診断書において審査請求人が主張する事実は認められない。よって、審査請求人が特別支援学校へ変更となったことをもって、本件処分を取り消すべきという主張には、理由があるとはいえない。

## (2) その他

処分庁は、規則第18条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

## (3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里